

平成 25 年 1 月 7 日

受益者の皆様へ

野村アセットマネジメント株式会社

## 「野村日本割安低位株投信」について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引立てを賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社運用の投資信託「野村日本割安低位株投信」(以下、当ファンド)の基準価額が、平成 25 年 1 月 4 日現在で 15,318 円となりました。

当ファンドは、約款(運用の基本方針)に「基準価額(支払済みの分配金累計額<sup>(注)</sup>は加算しません。)が一定水準(15,000 円)以上となった場合には、短期有価証券、短期金融商品等の安定資産による安定運用に切り替えることを基本とします。」と定めております。

(注)当ファンドの分配実績:

2009 年 8 月 17 日(10 円)/2010 年 8 月 17 日(10 円)/2011 年 8 月 17 日(10 円)/  
2012 年 8 月 17 日(10 円)

従いまして、本日より株式の組入比率を下げ、安定運用に切り替えてまいります。

また、安定運用に移行した後、約款の規定に基づき所定の手続きを経て繰上償還いたします。償還のスケジュールにつきましては、ファンドの状況等により決定いたします。

基準価額 15,000 円は安定運用に切り替えるための価額水準です。また、株式売却の際に発生する売買委託手数料等や市場インパクトおよび安定資産に切り替わるまでの株式の価格変動の影響等を受けるため、基準価額が 15,000 円以上となった日の翌営業日以降(安定運用への切り替え完了後も含みます。)の基準価額および償還価額が 15,000 円以上であることを保証するものではありません。

\* 市況動向等によっては、安定運用への切り替えを速やかに行なうことができない場合があります。

\* 当ファンドの償還前に換金される場合には、1 口につき基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として受益者の皆様にご負担いただきます。

今後とも、皆様のご信頼にお応えできますよう努力してまいります所存でございます。

なお一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

謹 白